

教 生 学 第 3 9 9 号
令和2年（2020年）9月7日

各 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

北海道自転車条例に基づく自転車の安全利用について（通知）

このことについて、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全担当課長から別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

つきましては、別添写しを参考にするなどして、児童生徒に対して自転車の安全利用について注意喚起をするとともに、保護者に対して、条例で自転車利用者の努力義務となっている乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入について周知するよう、お願いします。

なお、別添のチラシは北海道のホームページに掲載していることを申し添えます。

（生徒指導（学校安全）係）



道 生 第 1 0 2 1 号
令和2年（2020年）9月2日

教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課長 様

環境生活部くらし安全局
道民生活課交通安全担当課長

北海道自転車条例に基づく自転車の安全利用について

平成30年4月1日から「北海道自転車条例」が施行となり、同条例では乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入など、自転車利用者としての責務が規定されております。

これから、夕暮れが早くなり、自転車事故の増加が懸念されることから、自転車の安全利用について、児童・生徒に改めて注意喚起していただくとともに、特に保護者の皆様に条例の趣旨をご理解いただくため、次の点について道内の小中学校に周知を図っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 乗車用ヘルメットの着用

自転車事故による死者の状況では、致命傷となった部位の約6割が頭部を占め、乗車用ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、乗車用ヘルメット着用時の約2.4倍にものぼります。

児童・生徒の安全を確保するため、乗車用ヘルメットの着用が極めて重要であることを認識していただき、自転車を利用する際の乗車用ヘルメットの着用について家族ぐるみで努めていただくようお願いいたします。

2 自転車損害賠償保険等への加入

近年、自転車利用者が加害者となった交通事故では、1億円近い損害賠償を求められた裁判事例もあります。

万が一のためにも、北海道PTA連合会が取扱う団体保険制度を利用するなど、自転車損害賠償保険等にあらかじめ加入し、自転車の安全で安心な利用に努めていただくようお願いいたします。

なお、ご家庭で加入している自動車保険や火災保険などに自転車損害賠償保険が付帯されている場合がありますので、加入している保険の補償内容を確認していただきますよう、お願いいたします。

3 その他

別添のチラシにつきましては、道のホームページからもダウンロードできます。

(ホームページアドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/bicycle/bicycle-pay.pdf>)

交通安全担当（担当：工藤）

電話：24-170



令和2年8月25日

北海道環境生活部くらし安全局
道民生活課交通安全担当課長 様

北海道PTA連合会
会長 菊川 哲平

北海道自転車条例普及に向けて団体保険制度の周知への協力依頼

日頃より、当会の活動についてご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、平成30年度より北海道自転車条例が施行されましたが、当会は本条例の趣旨を踏まえ、道内小・中学生の安全をより確実なものとするため、制度内容の充実とともに周知の強化を図ることとしております。つきましては、保護者への団体保険制度の周知についてご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ご依頼の背景

- 当会では北海道の公立小・中学生向けに「傷害・疾病・賠償事故」の備えとして、団体保険制度を運営しております。自転車賠償責任保険として、学校単位でご加入いただける「北海道PTA安全互助会制度」と各ご家庭単位でご加入いただける「小・中学生総合補償制度」がございます。
- 平成30年度に北海道自転車条例が施行されましたが、依然として児童・生徒の自転車事故が多く発生している状況が続いております。このため、本条例の周知とともに自転車賠償責任保険（個人賠償責任保険等）の普及に向けた取り組みがより一層重要であると考えております。
- 制度内容を充実させるとともに、以下の通り周知徹底を図っております。
 - ・「北海道PTA安全互助会制度」については、毎年10月頃に当会から未加入校へ案内状を送付
 - ・「小・中学生総合補償制度」については、毎年2月から4月を目途に道内の各公立小・中学校に対して、パンフレットを送付し、児童・生徒の保護者へ配布

2. ご依頼内容

- 北海道自転車条例の周知とともに団体保険制度の普及を図るため、貴職から各公立小・中学校に対し、「単位PTAおよび児童・生徒の保護者への周知徹底について」の協力依頼の通知をいただきたいと存じます。

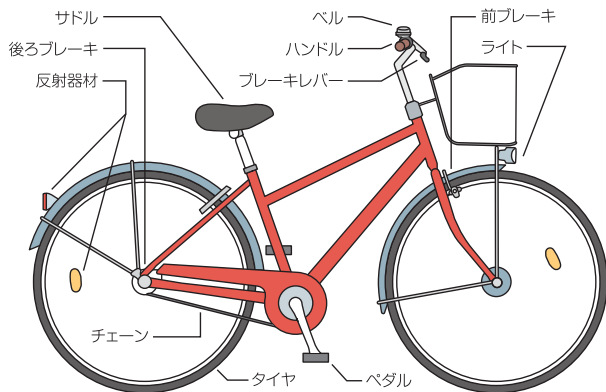
※当会の構成員である単位PTA（学校）は札幌市を除く全道の公立小・中学校です。

以上

自転車利用者の皆様へのお願いです

自転車はルールを守り 安全に利用しましょう!

自転車の側面に反射器材を装着するとともに、
必要な点検及び整備を行いましょ。



自転車を利用する**基本**です。

乗車用ヘルメットを着用しましょ。



あなたの**命**を守ります。

北海道では、自転車利用者・歩行者の安全確保を図りながら、自転車の持つメリットを生かし、環境負荷の低減や災害時の交通機能の維持、さらには道民の皆さんの健康増進などを目指して平成30年4月1日から「北海道自転車条例」を施行しました。

条例では、自転車の安全な利用のため、乗車用ヘルメットの着用や、自転車の側面への反射器材の着用のほか、万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険等への加入について規定しています。



万が一に備えます。

他人にケガや損害を与えた時に補償する
自転車損害賠償保険等に加入しましょ。

※自動車保険や火災保険などの特約で自転車事故の補償が付帯されている場合があります。
北海道のHPで確認することができます。

北海道自転車条例 自転車損害賠償保険

検索

お問い合わせ:北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
TEL:011-204-5219



あなたは、補償できますか？



損害賠償額

505万円

傘をさしながら走行中にT字路で自転車と出会い頭に衝突し、相手方の左大腿部を骨折させた。



損害賠償額

9,266万円

車道を斜め横断し、対向車線を直進してきた男性会社員の自転車と衝突。男性に言語機能等の重大な障害が残った。



損害賠償額

9,521万円

夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は意識が戻らない状態。



損害賠償額

6,008万円

通学中、歩行者に衝突。被害者には、脊髄(せきずい)損傷による麻痺の後遺障害が残る。



損害賠償額

685万円

帰宅途中、植木の剪定(せんてい)をしていた作業者の脚立に接触、転倒させ、死亡。

自転車の事故で
高額な損害賠償を



求められる事例が
発生しています!



損害賠償額

2,650万円

帰宅途中、無灯火で歩行者に気付かず衝突、死亡。



損害賠償額

4,043万円

赤信号で交差点の横断歩道を走行中、男性旋盤工のオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷で13日後に死亡。



損害賠償額

2,650万円

道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒、後日死亡。



損害賠償額

5,000万円

無灯火の上、携帯電話を操作しながら片手運転し、看護師女性に追突。被害者女性は、手足に痺れが残り歩行困難になった。



損害賠償額

3,138万円

歩道から交差点に無理に進出し、女性保険勧誘員の自転車と衝突。女性は頭蓋骨骨折を負い、9日後に死亡。

自転車事故はあまく考えてはいけません
逃げたらひき逃げ 重大犯罪